**福井市成年後見制度利用支援事業実施要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、本市に居住する判断能力が十分でない高齢者（以下「本人」とする。）の福祉の増進のために、市長が、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条に基づく審判の請求（以下「審判請求」とする。）を行う場合における必要な事項を定めるとともに、成年後見制度利用に係る費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審判の請求の種類）

第２条　本要綱における審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

　(1)　後見開始の審判（民法（明治２９年法律第８９号）第７条関係）

　(2)　保佐開始の審判（民法第１１条関係）

　(3)　保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第１３条第２項関係）

　(4)　補助開始の審判（民法第１５条第１項関係）

　(5)　補助人に同意権を付与する審判（民法第１７条第１項関係）

　(6)　保佐人に代理権を付与する審判（民法第８７６条の４第１項関係）

　(7)　補助人に代理権を付与する審判（民法第８７６条の９第１項関係）

（市長による審判請求に係る手順）

第３条　次に掲げる者は、本人が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」とする。）を必要とする状態にあると判断したときは、成年後見等開始審判の申立要請書（様式第１号）により成年後見等開始審判の申立をするべきことを市長に要請することができる。

(1)　民生児童委員

(2)　本人の日常生活の援護者

(3)　老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設の職員

(4)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１項に規定する居宅サービスを行う事業所の職員

(5)　介護保険法第８条第２３項に規定する居宅介護支援を行う事業所の職員

(6)　介護保険法第８条第２４項に規定する介護保険施設の職員

(7)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条１１項に規定する障害者支援施設又は同条第１項の厚生労働省令で定める施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設の職員

(8)　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５に規定する病院、診療所又は療養病床群の職員

２　市長は、前項に規定する者から要請があったときには、次に掲げる事項を調査し、市長による審判請求の必要があると認められるときは、審判請求を行うものとする。

(1)　本人の配偶者及び２親等内の親族の存否及び当該親族が成年後見等開始審判申立を行う意思の有無

(2)　本人の生活状況及び健康状況及び精神状態

(3)　本人の事理を弁識する能力（後見、保佐、補助）

(4)　本人の福祉を図るために必要な事情

３　市長は、家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）第２８条第１項の規定により、市長による審判請求に係る費用を負担するものとする。ただし、審判請求に係る費用については、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

４　市長は、市長による審判請求に基づく審判が行われ、後見人等が選任された場合には、後見人等を通じて本人に対して当該費用の償還を請求するものとする。

（費用の支給対象）

第４条　市長は、次に掲げる費用の全部又は一部について、支給することができる。

　(1)　第２条に規定する審判の請求に係る費用（以下「審判請求費用」とする。）のうち、次に該当するもの

　ア　裁判所予納用郵便切手代

　イ　申立手数料及び登記手数料（収入印紙代）

　ウ　鑑定料

　エ　診断書作成料

(2)　民法第８６２条（第８５２条、第８７６条の３第２項、第８７６条の５第２項、第８７６条の８第２項及び第８７６条の１０第１項において準用する場合を含む。）の規定により、後見人等又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「後見監督人等」とする。）に付与する報酬（以下「後見人等報酬」とする。）。ただし、本人が入所又は入院している場合は月額１８，０００円を、その他の場合は月額２８，０００円を上限とする。

２　本人が次の各号いずれかに該当する場合において、前項に規定する費用の支給対象とする。

　(1)　生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)第６条第１項に規定する被保護者である場合

　(2)　当該審判に関する費用を負担することで生活保護法第６条第２項に規定する要保護者となる場合

　(3)　その他、当該審判に関する費用を負担することが困難な状況である場合

（支給の申請手順）

第５条　本人、申立人、後見人等又は後見監督人等は、成年後見制度利用助成申請書（様式第２号）により必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その資産状況等を調査し、成年後見制度利用助成支給（不支給）決定通知書（様式第３号）により通知する。

３　前項により支給の決定を受けた者は、成年後見制度利用助成請求書（様式第４号）により請求する。

４　本条第１項による申請は、審判請求費用の助成については後見開始等審判日から、後見人等報酬の助成については報酬付与の審判確定の日からそれぞれ６月以内に行わなければならない。

（支給決定の取消し及び返還）

第６条　市長は、審判請求費用又は後見人等報酬の支給を決定した場合において、次のいずれかに該当する事項が発生したときには、支給額の決定の全額又は一部を取消すことができる。

　(1)　本人の資産状況等の変化により第４条第２項の要件を満たさなくなったとき

(2)　偽りその他不正の手段により支給を受けたとき

２　市長は、審判請求費用又は後見人等報酬の支給後に前項の規定により取消しを行ったときには、受給者に対し、既に支給した額の全部又は一部の返還を請求することができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に決める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の福井市成年後見制度利用支援事業実施要項に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。